



発行 東京都

目次

告示

- 東京都震災対策条例による救出及び救助の活動拠点の指定……………(総務局総合防災部防災管理課)……………一
- 都民の日に入場料、利用料及び利用料金並びに使用料を免除する都の施設の指定……………二
- (生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課)……………二
- 特定計量器定期検査の実施(四件)……………三
- (生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………三
- 都営住宅の廃止……………三
- (都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………三
- 都営住宅の位置、規模、使用料等の変更……………四
- (同)……………四
- 都営住宅の使用料の変更……………四
- (同)……………四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………四
- (同)……………四
- 都営改良住宅の使用料の変更……………四
- (同)……………四
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………二
- (同)……………二
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………二
- (建設局公園緑地部公園課)……………二
- 政治団体の届出……………五
- (建設局公園緑地部公園課)……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………六

- 資金管理団体の指定の届出……………七
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六
- 資金管理団体の取消しの届出……………六
- 平成十六年東京都選挙管理委員会告示第百二十号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………九
- 平成十七年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………九
- 平成十八年東京都選挙管理委員会告示第百七十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………九
- 平成十九年東京都選挙管理委員会告示第百七十四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………九
- 技能検定員審査の実施……………三
- 教習指導員審査の実施……………三
- 告示(消)……………三
- 東京消防庁患者等搬送事業者認定表示制度に関する規程の一部改正……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二件)……………四
- (産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 平成十七年一月二十一日付東京都選挙管理委員会告示第一号……………五

告示

- 東京都告示第千一百一十号
- 東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百一十二号)第五十二条第四項の規定により救出及び救助の活動拠点(救出・救助部隊の活動拠点)を別表一のとおり、救出及び救助の活動拠点(ライフライン復旧活動拠点)を別表

二のとおり指定したので、東京都震災対策条例施行規則(平成十三年東京都規則第五十二号)第二十七条の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

名称	所在地
東京都立木場公園(多目的広場)	江東区平野四丁目地内
東京都立駒沢オリンピック公園(陸上競技場)	目黒区東が丘二丁目及び世田谷区駒沢公園各地内
東京都立和田堀公園(競技場)	杉並区大宮二丁目地内
東京都立城北中央公園(競技場)	板橋区桜川一丁目及び練馬区水川台一丁目各地内
東京都立舎人公園(陸上競技場)	足立区舎人公園地内
東京都立水元公園(駐車場)	葛飾区水元公園四番地地内
東京都立篠崎公園(野球場)	江戸川区上篠崎一丁目地内
東京都立葛西臨海公園(第二駐車場及び第三駐車場)	江戸川区臨海町六丁目地内
東京都立神代植物公園(芝生広場)	調布市深大寺元町五丁目地内

<p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 牽引免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p>	<p>平成20年10月6日(月曜日)から同月9日(木曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁運転免許本部(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成20年9月9日(火曜日)及び同月10日(水曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成20年9月3日(水曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書にはり付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教</p>	<p>習指導員審査を受けようとする者にあつては15,650円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては12,150円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問い合わせ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 042(362)3591 内線5283</p>
<p style="text-align: center;"><b>知 照 (要)</b></p> <p>●東京消防庁告示第4号 東京消防庁患者等搬送事業者認定表示制度に関する規程(平成19年5月東京消防庁告示第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">平成20年8月29日</p> <p style="text-align: center;">東京消防庁 消防総監 小林 輝 幸</p> <p style="text-align: center;">第5条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「免許</p>		

表」の下に「又は自家用有償旅客運送の登録に係る国土交通大臣の登録証」を加える。

第8条第1項第1号中「事業許可」の下に「又は登録」を加える。

附 則  
この告示は、平成20年9月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 店舗名 (仮称) いなげや南大泉店
- 二 店舗所在地 練馬区南大泉一丁目百八十四番二ほか
- 三 設置者名 株式会社いなげや
- 四 意見
- ア 聴取者 練馬区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 收受日 平成二十年八月七日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十年八月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 渋谷東映プラザビル

二 店舗所在地 渋谷区渋谷一丁目二十四番十二号

三 設置者名 東映株式会社

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十年八月十九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十年八月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 店舗名 みのりビル
- 二 店舗所在地 昭島市中神町千四百四十九番地一
- 三 設置者名 有限会社みのり

四 意見書

ア 提出者及び住所

団体 昭島市在所

イ 概要

(ア) 二十四時間営業については、見直しをしていただきたい。  
今日、わが国は、いな地球上の全ての国家、民族は、あげて地球環境保護のため、具体的には、二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制のために努力すべき時といえます。この努力は、一分野においてエコ対策を講じているから全てよしというだけではなく、あらゆる工夫を凝らし、人類の英知として、消費生活や産業活動等全ての分野において、その実現可能性を追求すべきものと思料します。  
また、当地昭島市は、市民の生活用水は、全て地下水により供給されています。このため、市民は、地下水の保全、水資源の涵養のための緑化対策、結果として、環境保全対策を、市政の重要課題と位置づけている自治体であります。  
加えて、当地昭島市は、今日なお、横田基地に飛来する米軍機の飛行騒音に悩まされている地域であります。眠れる静かな町を実現しようとする、市民の生活環境確保の願いは依然として強いものがあります。  
今般提出された変更届出書の内容は、営業活動に伴う交通渋滞、騒音、振動、光害、悪臭等、いづれも関係法規の定める規制値以下であると考えます。基本は、顧客の利便性のみを優先させた措置と考えられ、時代の要請に逆行する対応と考えられます。当商工会としては、前述のとおり、良好な生活